

国勢調査調査区の層別基準及び層符号（平成20年）

層別基準			調査区の層符号		
後置番号8の調査区又は50人以上の準世帯のある調査区			010		
世帯数が0の調査区又は換算世帯数が15以下の調査区で、		30%未満	021		
65歳以上親族のいる一般世帯割合が		30%以上	022		
間借り等の世帯数が5%以上の調査区で、		30%未満	031		
65歳以上親族のいる一般世帯割合が		30%以上	032		
平成17年国勢調査調査区	換算世帯数が16以上の調査区	3階建て以上の世帯数が90%以上の調査区	給与住宅に居住の世帯数が50%以上の調査区	110	
			公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、	30%未満	121
			65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%以上	122
			民間借家に居住の世帯数が50%以上の調査区	130	
			持ち家に居住の世帯数が50%以上の調査区	140	
			その他の調査区	150	
			その他の調査区	210	
	その他の調査区	公的借家に居住の世帯数が50%以上の調査区で、	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	311
			30%以上	312	
		民間借家に居住の世帯数が50%以上65%未満の調査区で、	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	411
			30%以上	412	
		民間借家に居住の世帯数が65%以上の調査区で、	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	511
			30%以上	512	
		持ち家に居住の世帯数が50%以上80%未満の調査区で、	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	611
30%以上			612		
持ち家に居住の世帯数が80%以上の調査区で、	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	711		
	30%以上	712			
その他の調査区で、	65歳以上親族のいる一般世帯割合が	30%未満	801		
	30%以上	802			

注 1) 二つ以上の層に該当する場合は、層符号が若いものに分類する。

2) 換算世帯数 = 二人以上の一般世帯数 + $\frac{\text{一人の一般世帯数} + \text{施設等の世帯人員}}{3}$